

令和2年かすみがうら市告示第48号

かすみがうら市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付要項を次のように定める。

令和2年4月15日

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金
交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者を支援するため、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）に基づき融資を受けた市内の中小企業者に対し、予算の範囲内においてかすみがうら市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、かすみがうら市補助金等交付規則（平成17年かすみがうら市規則第39号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に起因して、市長から法第2条第5項第4号若しくは第5号又は同条第6項に基づく認定を受けた者であること。
- (2) 茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項（昭和41年4月18日茨

城県告示第440号)に規定するパワーアップ融資制度を利用して、令和3年3月31日までに融資の実行を受け、茨城県信用保証協会(以下「保証協会」という。)に信用保証料を納付した者であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、信用保証料から茨城県が補助した額を控除した額(以下「保証協会に支払った額」という。)とする。

(申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる関係書類を添え、かすみがうら市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 茨城県パワーアップ融資申込書の写し
- (2) 保証協会に信用保証料の納付をしたことがわかるものの写し
- (3) 申請者名義の振込先口座が分かる書類の写し

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、かすみがうら市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 前条の規定により通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、かすみがうら市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付申請内容変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号等(法人にあっては商号及び代表者氏名、個人事業主にあっては氏名)に変更があったとき。

- (2) 所在地（個人事業主にあつては、住所）に変更があつたとき。
- (3) 融資期間に変更があつたとき。
- (4) 事業承継等（個人事業主にあつては、相続等）があつたとき
（補助金の返納）

第7条 補助対象者は、最終約定期限前に融資を完済し、保証協会に支払った額の一部が返戻されたときには、かすみがうら市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金返納申出書（様式第4号）を市長に提出し、当該返戻額を市に返納するものとする。

（金融機関の報告）

第8条 市長は、必要の限度において、補助対象者が融資を受けた金融機関に借入金の返済状況に関する報告を求めることができる。

（補助金の交付の取消し等）

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により融資を受け、又は補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この告示は、令和2年4月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年5月21日告示第59号）

この告示は、令和2年5月21日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

かすみがうら市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

（申請者兼請求者）

住所又は所在地

氏名又は名称 代表者

印

（法人にあっては商号及び代表者の氏名）

電話番号

かすみがうら市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付要項第4条の規定により、補助金の交付を関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、金融機関が市へ借入金の返済状況に関する報告をすることに同意します。

記

信用保証料補助金申請額 _____ 円

1 借入額	円
2 融資実行日	年 月 日
3 借入期間	年 月 日から 年 月 日
4 信用保証料額	円（うち茨城県が補助した額 円）
5 振込先金融機関	
金融機関名	
店名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

添付書類（1）茨城県パワーアップ融資申込書の写し

（2）保証協会に信用保証料の納付をしたことがわかるものの写し

（3）振込口座が分かる書類の写し

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長



かすみがうら市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金について、かすみがうら市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付要項第5条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

補助金交付決定額 _____ 円

※ 補助対象者は、最終約定期限前に融資を完済し、保証協会に支払った額の一部が返戻されたときには、かすみがうら市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付要項第7条の規定に基づき、返戻額がわかる書類を添えて、かすみがうら市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金返納申出書（様式第4号）を市長に提出し、当該返戻額を市に返納するものとする。

様式第3号（第6条関係）

かすみがうら市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付申請内容変更届出書

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

（届出者）

住所又は所在地

氏名又は名称 代表者

印

（法人にあっては商号及び代表者の氏名）

電話番号

かすみがうら市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金について、申請内容に変更があったので、届け出します。

1 変更事由	<input type="checkbox"/> 商号等（法人にあっては商号及び代表者氏名、個人事業主にあっては氏名） <input type="checkbox"/> 所在地（個人事業主にあっては住所） <input type="checkbox"/> 融資期間 <input type="checkbox"/> その他（ ）
2 変更年月日	年 月 日
3 変更内容	（変更前）
	（変更後）

※変更したことがわかる書類を添付すること。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

（申請者兼請求者）
住所又は所在地
氏名又は名称 代表者
（法人にあっては商号及び代表者の氏名）
電話番号

印

かすみがうら市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金返納申出書

年 月 日付で交付決定を受けた補助金について、かすみがうら市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付要項第7条の規定により、下記のとおり申し出ます。

補助金返納額 円

（添付書類）

信用保証料の返納額が分かる書類の写し